

基準該当障害福祉サービス事業所ふれあいホーム小友 設置運営規則

(事業の目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人遠野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置する基準該当障害福祉サービス事業所ふれあいホーム小友(以下「事業所」という。)が行う基準該当障害福祉サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員および介護職員等(以下「通所介護職員等」という。)が利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な基準該当障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排泄又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ふれあいホーム小友

(2) 所在地

岩手県遠野市小友町33地割5番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用申込等の調整、個別支援計画作成、家族等との連絡調整等を行う。

(3) 介護職員 1名以上

介護職員は、個別支援計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。

2 職員数は、業務の状況に応じて増減があるものとする。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は5人とする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 月曜から金曜日までとする。ただし、12月29日～1月3日までを除く。
- (2) 臨時休業日・営業日 前号の規定にかかわらず、営業日を臨時休業日、また営業日以外の日を臨時営業日とすることができる。
- (3) 営 業 時 間 午前8時00分から午後5時00分までの必要時間とする。

(事業の内容)

第7条 基準該当障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 食事・入浴・排泄等の介護
- (3) 日常生活上の支援
- (4) 創作的活動
- (5) (2) から (4) を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上を目的として必要な介護を実施するものとする。

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第8条 基準該当障害福祉サービスを提供した際には、支給決定障害者から当該基準該当障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、支給決定障害者から徴収する。

- (1) 食事の提供に要する費用 400円（低所得者利用料軽減措置あり）
- (2) 創作活動又は生産活動に係る材料費
- (3) 日用品費等その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第9条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に基準該当障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該基準該当障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業の提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(通常事業の実施地域)

第 11 条 通常の事業の実施地域は、遠野市の区域とする。

(職員研修)

第 12 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 6 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(職員の秘守義務)

第 13 条 基準該当障害福祉サービスに従事している職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、他に漏らしてはならない。

- 2 基準該当障害福祉サービスに従事していた職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、基準該当生活介護に従事する職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持し、他に漏らしてはならない旨を、基準該当障害福祉サービス事業に従事する職員との雇用契約の内容とする。

(非常災害の防止)

第 14 条 災害の未然防止対策の内容は、次のとおりとする。

- (1) 防災管理者を置き、必要な対策を講じるものとする。
- (2) 消防法施行規則（昭和 36 年 4 月 1 日自治省令第 6 号）第 3 条に規定する防災計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を作成するものとする。
- (3) 防災整備を整備するものとする。
- (4) 防災計画に基づく訓練を年 2 回実施するものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 15 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従事者への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止のための研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止に対する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止)

第 16 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために、緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

- 2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
 - (4) 身体拘束等の適正化に対する措置を適切に実施するための担当者の設置

(介護事故発生時の対応及び防止等)

- 第 17 条** 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者（遠野市）、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。
- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する
 - 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
 - 4 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。
 - 5 事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(諸帳簿等)

- 第 18 条** 事業所の運営管理等の状況を明らかにするため、次の諸帳簿を備えて、保管するものとする。
- (1) 管理に関する記録
 - (2) 関係機関及び主治医等との連絡調整に関する記録
 - (3) 通所介護に関する記録
 - (4) 会計経理に関する記録
 - (5) 設備、備品に関する記録
- 2 諸帳簿等は、完結の日から 10 年間保存するものとする。

(補則)

- 第 19 条** この規則に定めるもののほか事業所の運営に関する重要事項は、本会会長と所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から遡及施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 23 年 12 月 14 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。